

議案第 22 号

生駒市的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 3 月 7 日

生駒市長 山 下 真

生駒市的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市的一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「のうち 2 人まで」を削り、「、それぞれ」を「1 人につき」に改め、「、その他の扶養親族については 1 人につき 5,000 円」を削る。

第 14 条の 2 第 1 項中「に基づき、管理職手当を」を「により、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 20 を超えない範囲内の額を管理職手当として」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 前項の規定により管理職手当を支給する職員には、第 10 条から第 12 条までの規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定による管理職手当の支給額その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 15 条第 5 項中「給料月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額」を「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が規則で定める額」に改め

る。

第18条第2項中「満3年」を「満2年」に改め、同条第3項中「満3年」を「満1年」に、「100分の70」を「100分の80」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の生駒市的一般職の職員の給与に関する条例

第18条第2項又は第3項に規定する事由に該当して休職にされている職員で  
この条例の施行の日以後も引き続き同一の事由により休職にされるものの当該  
休職の期間中の給与の取扱いについては、なお従前の例による。

(生駒市的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正  
)

3 生駒市的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18  
年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「第14条の2第2項及び」及び「、給与条例第14条の2  
第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と生駒市的一般職の職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月生駒市条例第3号。以下「  
平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料の  
額との合計額」と」を削り、「「給料月額と平成18年改正条例」を「、「給  
料月額と生駒市的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平  
成18年3月生駒市条例第3号）」に改める。